

原議保存期間 10年
(平成29年12月31日まで)

警察庁丙規発第2号
平成19年1月17日
警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係事務の運用について

本日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第12号)が公布、施行されたところであるが、改正の趣旨、改正の内容及び運用上の留意事項については、下記のとおりであるので遺憾のないようにされたい。

なお、この通達において「法」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)を、「規則」とは道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)を、「旧規則」とは道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令による改正前の道路交通法施行規則をいうものとする。

記

1 改正の趣旨

法第49条第4項により、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するために必要な措置に関する事務(以下「パーキング・メーターの管理等に関する事務」という。)を委託できることとされている。

このパーキング・メーターの管理等に関する事務に関し、「規制改革・民間開放3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、「平成18年度中に、パーキング・メーター等の保守管理に関する事務を、営利企業を含めた法人一般にまで拡大する。」こととされた。

そこで、パーキング・メーターの管理等に関する事務の委託先を民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立した公益法人と規定していた旧規則第6条の8を改正し、法人一般に委託することができることとしたものである。

2 改正の内容

法第49条第4項の内閣府令で定める者を、パーキング・メーターの管理等に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とした。

3 運用上の留意事項

(1) 法人の範囲について

規則第6条の8に規定する「法人」とは、法人格を有するものであればその種類は問わず、具体的には、株式会社、有限会社等会社のほか、公益法人、特定非営利活動法人等が該当する。

(2) 必要かつ適切な組織及び能力について

パーキング・メーターの管理等に関する事務は、機器の保守管理のみならず時間制限駐車区間における短時間駐車 of 整序化に係る事務を含むものであり、これらの事務が適正に行われなかった場合、パーキング・メーターが正しく作動しないなど、当該結果が外形的に駐車違反と評価し得る状態を発生させ、あるいは法に規定する義務が履行できないこととなる等運転者に対して不利益を与えることとなる。したがって、パーキング・メーターの管理等に関する事務を法人一般に委託する場合においても、当該事務の適正かつ確実な実施が求められることから、同条に規定する「必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人」は、次の要件のいずれにも該当するものとする必要があると考えられる。

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を実行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれかに該当する者のない法人
イ パーキング・メーターの管理等に関する事務を行うため必要な能力を有する者が置かれている法人

ウ パーキング・メーターの管理等に関する事務を適正かつ確実に行うために必要な組織及び経理的基礎を有する法人

上記イについては、例えば、委託する業務にパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備のメンテナンスを含む場合は技術的な知識技能を、時間制限駐車区間における駐車車両の整理を含む場合は交通誘導に関する知識、技能を要するなど、委託するパーキング・メーターの管理等に関する事務の内容により、異なることに留意されたい。

(3) 受託法人の選定

受託法人の選定については、地方自治法及び各都道府県の財務規則その他の関係法令等の諸規定によるとともに、不適格法人を排除して、適正かつ確実に委託事務を遂行できる法人を選定できるよう、上記(2)の要件を

勘案し、各都道府県の契約部局と調整の上、適切な資格要件を設定すること。

